

5. 水資源開発関係の動向について

(1) 水資源開発基本計画について

水資源開発促進法に基づく水資源開発基本計画（以下「フルプラン」という。）については、国土交通省水資源部が中心となり、指定水系ごとに水利用の安定性の確保、既存施設の有効活用等について十分な検討を行い、水需給上の必要性等を吟味した上で、経済社会状況の変化等を踏まえて適宜変更が行われている。これまで、吉野川水系については平成14年2月、木曽川水系は平成16年6月、筑後川水系は平成17年4月、豊川水系は平成18年2月、利根川・荒川水系は平成20年7月、淀川水系については平成21年4月に全部変更された。さらに、豊川水系では平成20年6月に、利根川・荒川水系及び木曽川水系では平成21年3月に一部変更が行われている。また、吉野川水系については、おおむね5年を目途に計画の達成度について点検を行うことを目的とした中間評価が行われ、国土審議会水資源開発分科会吉野川部会における調査・審議を経て、平成21年7月に中間報告書が公表されている。報告書では、目標年度の需要見通しと近年の取水実績の相違、供給施設の供給能力の低下等を総合的に勘案した結果、的確なフルプランの策定、透明性の確保の観点から、現行フルプランを見直すことが必要とされている。

フルプランの全部変更で最も基本となるのは、将来の水の需給を想定する作業であり、国土交通省から関係都府県へ調査依頼がなされることとなる。しかし、将来の需給推計作業が大幅に遅れているもの、関係する市町村・事業体の推計値を単純に積み上げただけで都府県としての精査が不十分なもの、近年の傾向を踏まえず過去のトレンドを基に依然として過大な需要推計をしているもの等が散見され、結果としてフルプランの変更作業全体に支障をきたしている例が見受けられる。

したがって、関係都府県においては、計画変更に必要な水の需給想定調査等の実施に当たり十分に精査されたデータの提供をしていただけるよう協力方よろしく願います。

水資源開発基本計画の変更状況

水 系	変更計画閣議決定日
利根川・荒川（一部変更）	平成21年 3月27日
豊川（一部変更）	平成20年 6月 3日
木曽川（一部変更）	平成21年 3月27日
淀川	平成21年 4月17日

吉野川	平成14年 2月15日
筑後川	平成17年 4月15日

(2) 総合水資源管理について

国土審議会水資源開発分科会調査企画部会においては、気候変動等によるリスクを踏まえた水資源分野における対応策について、平成20年3月から検討が進められ、平成20年10月にその中間とりまとめが公表された。

地球温暖化に伴い大規模渇水の発生や高潮災害等が懸念され、また、相互に関連を有し、同じ水系に水資源を依存する地域の中での利害調整や合意形成が必要な様々な課題が顕在化してきている。

この中間とりまとめでは、このような状況を踏まえ、今後は、一つの水系に依存する流域を単位とした水にかかわる主体が連携・調整しながら、水量と水質、表流水と地下水、平常時と緊急時を総合的、一体的に考え、対策の適切な組み合わせ、適切な順序での施策を行うことが必要であり、水資源政策を従前の「開発」を主とする方策から、「総合水資源管理（IWRM）」へと転換することを提案しているものである。

今後、総合水資源管理の具体化に向けて、関係する主体の方々の意見を幅広く聞きながら、概念や内容を精査していく予定であり、厚生労働省においても関係省庁と連携し、このとりまとめが水資源管理の効果的な枠組みとなるよう関与していくこととしている。なお、都道府県及び水道事業者等においても、水資源管理に関する意見等あれば、積極的に厚生労働省へ提出されたい。

(3) 国土交通省所管ダム事業における検証の動向

「できるだけダムにたよらない治水」への政策転換を進めるとの考えに基づき、国土交通省では現在実施中の全国のダム事業について検証を行い、これらを踏まえて今後の治水対策のあり方を検討していくこととしている。これまでに国土交通省から発表・通知された内容を要約すると以下のとおりである。

- 国及び水資源機構が実施しているダム事業については、現在実施中の56のダム事業のうち、既存施設の機能向上事業を除く48事業は、平成21年度内に、①用地買収、②生活再建工事、③転流工工事、④本体工事の各段階に新たに入らない。

この後、平成22年度においては、平成21年度で完了・中止するもの、既に

ダムに頼らない治水対策の検討が進んでいるもの、平成21年11月までにダム本体工事の契約を行っているものを除く31のダム事業について、新たな基準に沿って個別に検証を実施。

なお、この新たな基準については、平成21年12月3日に立ち上げた「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」にて検討し、平成22年夏頃を目途に中間のとりまとめとして公表する予定。

- 各道府県実施のダム事業の進め方については、基本的には各道府県の判断を尊重するものの、現在実施中のダム事業のうち、少なくとも国土交通省が検証の対象として区分した58のダム事業については、新たな基準に沿って検証を行った上でその後の事業の進め方について改めて判断いただくよう協力を要請。
- 平成22年度予算案の考え方として、検証の対象となるダム事業については、基本的に用地買収や本体工事等の各段階に新たに入らず、現段階を継続する必要最小限の予算案とする。また、検証対象から除外したダム事業については、可能な限り計画的に事業を進める予算案とする。なお、個別ダム毎の予算案の公表については、国及び水資源機構実施のダム事業は例年どおり年末に、道府県実施のダム事業は年度末の実施計画確定後に公表。

国土交通省所管のダム事業数

事業主体	21年度 事業数	21年度完成 又は中止	22年度実施予定数		
				検証対象	検証除外
国及び水資源機構	56	3	53	31	22
道府県	87	4	83	58	25
計	143	7	136	89	47

このように、国土交通省では、ダム事業の治水に着目した検討を実施中だが、水道用水を始めとする利水の取扱いについては、現段階で未定である。厚生労働省としては国土交通省と情報連絡を密にし、今後の対応を検討して参りたい。